

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 北國銀行		コード	8363
提出日	2021/6/21	異動(予定)日		
独立役員届出書の提出理由	役員の属性を実態に即した内容に更新するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	西井 繁	社外取締役	○														○		有	
2	大西 忠	社外取締役	○																訂正・変更	有
3	山下 修二	社外取締役	○																	有
4	大泉 琢	社外取締役	○																	有
5	根本 直子	社外取締役	○																	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、西井氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と西井氏本人との取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。西井氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。
2	大西氏は、2020年4月より明治安田生命保険相互会社の執行役員副社長を務めております。大西氏ならびに明治安田生命保険相互会社と当行との取引は、それぞれ一般預金者としての取引のみであります。なお、明治安田生命保険相互会社は当行の株主であります。	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、大西氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と大西氏本人ならびに明治安田生命保険相互会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。大西氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。
3	山下氏は、2018年6月まで株式会社小松製作所の常務執行役員を務め、その後、2018年7月より株式会社小松製作所の技術顧問を務めております。山下氏と当行との取引は、一般預金者としての取引のみであります。株式会社小松製作所と当行との取引は、預金および貸出金の取引がありますが、直近決算期において当行貸出金が同社グループの有利子負債に占める割合は5%以下であります。	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、山下氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と山下氏本人ならびに株式会社小松製作所の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。山下氏が有する国内外での豊富な経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。
4	大泉氏は、2019年6月まで株式会社セブン銀行の取締役常務執行役員を務め、その後、株式会社セブン銀行の顧問を務めております。大泉氏と当行との取引は、一般預金者としての取引のみであります。株式会社セブン銀行と当行は、共同ATMに関する業務提携契約を締結しており、相互に手数料等の支払いがありますが、その金額が当行の直近決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少であります。	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、大泉氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と大泉氏本人ならびに株式会社セブン銀行の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。大泉氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。
5	該当なし	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、根本氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と根本氏本人との取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。根本氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。